

政令第 228 号

建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年法律第 140 号）附則第 1 条の規定に基づき、この政令を制定する。

建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成 15 年 6 月 1 日とする。